

## 株式会社京葉銀行と 「一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定」を締結しました

千葉市では、災害時に備え、株式会社京葉銀行と「一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定」を締結しましたので、お知らせします。

### 1 趣旨

災害が発生し、公共交通機関が広範囲に運行を停止して当分の間、復旧の見通しが不明な場合において、徒歩で帰宅することが困難な者に対して、一時的に身の安全を確保できる場所が必要となることや、市の災害応急対策業務にあたり、国・県等から応援職員を要請する場合の待機場所を確保する必要があることから、株式会社京葉銀行と同社が所有する施設の提供協力に関する協定を締結し、本市の災害応急対策の向上を図るものです。

### 2 協定締結日

令和6年2月26日（月）

※協定締結式は実施していません。

### 3 指定施設概要

#### (1) 名称

株式会社京葉銀行千葉みなと本部

#### (2) 所在地

千葉市中央区千葉港5-4-5

#### (3) 受入可能人数

250人

### 4 協力事項

#### (1) 帰宅困難者に対する指定施設の提供および以下の支援

ア 指定施設を一時滞在施設として開設し、運営する。

イ トイレ、水道水、情報および冷暖房を提供する。

ウ 市が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を提供する。

エ トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行う。

オ 鉄道の運行状況等の情報収集および帰宅困難者への情報提供を行う。

#### (2) 防災関係機関の職員のための休憩場所の提供

### 5 添付資料

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書